

唐津市外国語指導助手派遣業務事業者選定プロポーザル実施要領

第1 業務概要

1-1. 業務の目的

本業務は、小・中学校における英語授業及び英語活動の充実を図るため、民間の事業者により外国語指導助手（ALT）の派遣を委託するものであり、小学校、中学校の学年の別に応じた学習プログラムや指導方法についての提案、ALTが教員に対して提示できる効果的な英語教材、アイデア等の提案を求め、事業者の技術力や実務能力及び提案による企画力を総合的に評価することを目的とする。

1-2. 業務の名称

唐津市外国語指導助手派遣業務

1-3. 業務の内容

別紙『唐津市外国語指導助手派遣業務仕様書』のとおり

1-4. 派遣期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

1-5. 履行場所

唐津市立小・中学校のほか、教育委員会が必要と認めた場所

1-6. 提案上限額

169,889,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む）

- ・提案する見積額は、上記を上限額とした3年間分の税込み金額とする。
- ・上記の金額は、契約に係る予定価格を示すものではない。また、見積価格は提案上限額を超えないものとする。

1-7. スケジュール

項目	期日
公募開始	令和7年8月18日（月）
質問書の提出期限	令和7年8月29日（金）午後5時
質問書に対する回答	令和7年9月5日（金）予定
参加意思表明書等提出期限	令和7年9月12日（金）午後5時
参加資格確認結果通知	令和7年9月19日（金）予定
企画提案書等の提出期限	令和7年9月26日（金）午後5時
審査会（プレゼンテーション及び質疑応答）実施	令和7年10月20日（月）予定
審査結果通知	令和7年10月24日（金）予定

1-8. 契約方法及び選定方法

契約方法は随意契約とする。

契約の相手方の選定は、公募により企画提案を募集し、書面審査及びプレゼンテーション審査を経て優秀な提案者1者を選定し、随意契約の相手方の候補とする手続（公募型プロポーザル）による。

第2 応募要件

2-1. 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たすこと。

- (1) 令和7年度における唐津市建設工事等入札参加資格者名簿（役務・保守点検、警備・清掃業務等）に登載されている者であること
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定（一般競争入札に参加させないことができる事由等）に該当しない者であること
- (3) 次の申立てがなされていない者であること
 - ア 破産法第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て
 - イ 会社更生法第17条の規定による更生手続開始の申立て
 - ウ 民事再生法第21条の規定による民事再生手続開始の申立て
- (4) 企画提案書の提出期限までの間、唐津市から指名停止等の措置を受けている者でないこと
- (5) 次に該当しない者であること
 - ア 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員であると認められる者
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

2-2. 複数提案参加の禁止

提案参加者1者につき1つの提案とし、複数の提案は認めない。

2-3. 他の提案参加者の構成員となることの禁止

既に提案に参加している者又は提案参加者の構成員となっている者が、他の提案参加者の構成員になることはできないものとする。

2-4. 応募に関する費用負担

応募に際して必要な経費は、応募者負担とする。

第3 応募手続き

3-1. 参加資格審査に関する提出書類及び提出方法

公募型プロポーザルに参加を希望する者は、以下の方法により申込み、参加資格を満たしているか確認を受けること。

- (1) 申込方法 以下に記載の必要書類各1部を下記提出先へ直接持参又は郵送（簡易書留とし、締切日必着とすること）により提出すること。
持参の場合は、市役所執務時間内（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで）に提出すること。
- (2) 提出書類 ①参加意思表明書（様式1）

- ②法人概要書（様式２）
- ③業務実績調書（様式３）
- ④業務体制表（様式４）
- ⑤「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」（昭和６０年７月５日法律第８８号）第５条の許可証の写し

- (3) 提出先 〒847-8511 佐賀県唐津市西城内１番１号
唐津市教育委員会事務局 学校支援課
(唐津市大手口センタービル６階)
- (4) 提出期限 令和７年９月１２日（金）午後５時（必着）
- (5) 確認結果 令和７年９月１９日（金）までに電子メールで通知。

３－２．問い合わせ（質問等）

本プロポーザルに関する質問の受付及び回答は、次のとおりとする。

- (1) 受付期限 令和７年８月２９日（金）午後５時（必着）
- (2) 質問方法 質問書（様式５）に記入の上、電子メールにて送信すること。
なお、件名は「（質問）唐津市外国語指導助手派遣業務に係る企画提案について（事業者名・提出日）」とすること。
- (3) 回答方法 提出された質問への回答をとりまとめ、令和７年９月５日（金）までに唐津市ホームページに掲載する。なお、質疑内容（質問内容が不明確なもの）によっては、回答不可とする場合がある。
- (4) 提出先 E-mail : gakkou-shien@city.karatsu.lg.jp
(唐津市教育委員会事務局 学校支援課)

３－３．企画提案審査の提出書類及び提出方法

本プロポーザルに参加する事業者は、次により企画提案書等を提出すること。

- (1) 提出期限 令和７年９月２６日（金）午後５時（必着）
- (2) 申込方法 以下に記載の必要書類を下記提出先へ直接持参又は郵送（簡易書留とし、締切日必着とすること）により提出すること。
持参の場合は、市役所執務時間内（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前９時から午後５時まで）に提出すること。
- (3) 提出書類 ①企画提案書（様式６）及び企画提案書別紙（任意様式）
 - ・後段の「４－２評価基準」で評価することを念頭に置き、仕様書を参考に作成すること。
 - ・提案趣旨やアピールしたいポイントなどを簡潔にわかりやすく記述すること。
 - ・その他PR及び独自提案がある場合は、添付可能とする。
 - ・審査の際、専門知識のない者も理解できるよう、可能な限り平易な表現で分かりやすい記載内容とすること。専門用語を使用する際は、脚注をつけるなどすること。
 ②見積書及び積算内訳書（任意様式）
 - ・見積書には、人件費、間接経費など、見積金額の積算根拠がわかる内訳書を添付すること。
 - ・本見積書の金額をもって契約金額とするものではない。

(4) 作成上の留意点

- ①規格は原則としてA4判、両面印刷、用紙の縦横は問わず、横書きとすること。ただし、図表等の補足資料については、必要に応じて折り込みA3判も可とする。
- ②文字の大きさは、原則として12ポイント以上とすること。
- ③文書を補完するための写真、イラストの使用は任意とする。
- ④企画提案書の印刷の色は、カラー、白黒を問わない。
- ⑤企画提案書の下段余白中央にページ番号を付けること。

(5) 提出部数 正本1部、副本10部

(6) 提出先 〒847-8511 佐賀県唐津市西城内1番1号
唐津市教育委員会事務局 学校支援課
(唐津市大手口センタービル6階)

3-4. 参加辞退届の提出

参加意思表明書の提出後、プロポーザルの参加を辞退する者は、参加辞退届を次により提出すること。

- (1) 提出書類 参加辞退届(様式7)
- (2) 提出期限 令和7年9月26日(金)午後5時(必着)
- (3) 提出方法 直接持参又は郵送(簡易書留とし、締切日必着とすること)により提出すること。

(4) 提出先 〒847-8511 佐賀県唐津市西城内1番1号
唐津市教育委員会事務局 学校支援課
(唐津市大手口センタービル6階)

3-5. 審査・選考の実施通知

参加資格の確認を実施した結果、2-1.参加資格を満たし、かつ提出書類の形式、提出方法、提出先、提出期限の全てが適合する企画提案者に対して、令和7年10月3日(金)までに電子メールにて審査・選考の日程及び場所等を通知し、参加を依頼する。
なお、審査・選考に参加できないことについての異議申立ては、一切受け付けない。

第4 審査・選考

4-1. 審査・選定方法

- (1) 当市職員及び第三者からなる審査委員会が、提出された企画提案書の書面審査及びプレゼンテーションの審査を行う。
- (2) 企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリングについて、下段の評価基準に基づいて評価し、最優秀者を選定する。最優秀者を当該契約の相手方となるべき候補者(以下「受託候補者」という。)とする。
なお、最高得点の者が複数となった場合には、審査会の合議により順位を決定し、最優秀者を選定する。
- (3) 審査は、企画提案書等の受付順に行う。なお、参加する企画提案者が1者の場合でも審査を実施し、最低基準点(各委員の審査の合計得点が満点の6割)を超えた場合は契約候補者として選定する。
- (4) 審査日時・場所(予定)
令和7年10月20日(月)に唐津市役所大手口別館6階会議室にて開催する。
- (5) 企画提案書のプレゼンテーション及びヒアリングの時間

- ・プレゼンテーション（企画提案） 15分以内
 - ・ヒアリング（質疑応答） 10分以内
- (6) 審査会参加人数は3名以内とする。
- (7) 審査結果の通知及び公表
- 審査結果は、令和7年10月下旬に応募者に文書で通知する。なお、審査結果（決定事業者及びその提案概要、応募状況（応募者数）等）については、唐津市のホームページへの掲載を予定している（結果に関する電話等での問合せには対応しない。）。なお、選定結果等についての異議申立ては、一切受け付けない。
- (8) その他
- プレゼンテーションで利用できる資料は、提出された企画提案書別紙、及び見積書のみとする。
- 審査会において、パソコン等その他の機材を使用する場合は提案者が用意すること。なお、会議用モニター（65型サイズ）及びモニター用ケーブル（HDMIまたは、D-SUB）は当市で用意する。
- 審査時における追加資料等の提出、提示及び提案書にない提案を新たに盛り込んで説明を行うことは認めない。
- 企画提案書は、具体的な契約交渉を行う受託候補者を選定するためのものであり業務遂行能力、業務実施方針などを審査するが、提案内容がそのまま契約内容となるものではないことに留意すること。

4-2. 評価基準

本プロポーザルにおける提案内容の評価方式（審査基準表）は次のとおりとする。

審査項目	審査基準	配点
1. 会社概要及び実績	① 英語教育に対する基本理念、方針が優れているか。 ② ALTの委託・派遣業務について、経験や実績を有しているか。	10
2. ALTの管理体制、危機管理体制	① ALTの勤務管理体制、労務管理体制は適正か。 ② ALTの勤務評価方法・内容、評価結果の活用は十分か。 ③ 学校・教育委員会からの要望・苦情に対応する仕組みや、労働者派遣法に関する諸手続きへの助言等サポート体制が整っているか。 ④ 事故、欠員、トラブルや災害・緊急時の体制が整っているか。	20
3. 採用体制	① 採用基準（業務経験、日本語能力、児童生徒に対応する資質など）及び採用方法が明確であり、学校現場にふさわしいものか。 ② 雇用の安定性（ALTを複数年継続して配置できる）は確保されているか。	10
4. 研修体制	① ALTへの研修を行う体制が整っているか。 （実施回数、実施期間（配置前後）、研修内容、研修担当者の経歴、育成方法等） ② 教員研修における優れた有識者の派遣など、外国語指導に係る研修の支援は充実しているか。	10

5. 授業内でのALTの効果的な活用方法	① 学習指導要領に対応した教材・教具の開発や指導方法等の研究体制が適切か。 ② ALTが教員に対して、効果的な外国語教材及び学習プログラム、指導方法、アイデア等を提案できるか。 ③ 小・中の校種や学年の別に応じ、児童生徒の興味・関心を高める指導ができるようなLESSONプログラムが提供できるか。 ④ 教員との事前の打ち合わせや事後のふり返り等、授業を円滑に進めるための準備等が適切か。	20
6. 授業外でのALTの効果的な活用方法	① 小学校5年生、6年生以外の学年が、英語に慣れ親しむことができる活動内容等を提案できるか。 ② 小学生及び中学生それぞれを対象とした英語体験活動を実施し、成功体験を実感できるような効果的な活動内容等の提案ができるか。 ③ 授業外において、児童生徒の外国語によるコミュニケーション能力向上に資する独自提案はあるか。	15
7. 英語教育の学力向上のための独自の提案	① 英語教育の学力向上のために有効な独自の提案がされているか。 ② 生徒が英検3級相当の英語力が身につくことを支援するALTの活用も含めた独自の提案はあるか。	10
8. 見積価格	見積価格は、妥当であるか。	5
合 計		100

第5 その他

5-1. 留意事項

(1) 契約に関する基本的事項

- ・契約交渉相手方の選定をもって企画提案書等に記載された内容のすべてを承認するものではない。受託候補者決定後、企画提案内容の仕様書への反映等について、市と協議を行い、項目の追加・変更及び削除を行った上で、本契約の仕様に反映し、再度見積合わせを行う。
- ・契約方法及び支払方法は、唐津市財務規則の規定による。
- ・受託候補者が応募資格を満たさないと判明した場合、下段「(5) 失格事項」に該当した場合又はその他の理由により契約の締結が不可能となった場合は、選定結果の次点の者と順次交渉するものとする。

(2) 費用負担等

- ・応募書類の作成及び提出などの応募に関して必要な費用はすべて応募者の負担とする。

(3) 公正な執行

- ・応募者は、公正に手続きを執行しなければならない。なお、この執行が困難と認められる場合又はその恐れがある場合には当該応募者を参加させないことがある。

(4) 公募の中止・延期

- ・公募が公正に実施することができないと認められるとき、又は災害その他やむを得ない理由がある場合には、公募の実施を延期し、若しくは取り止めることがある。

(5) 失格事項

- ・次のいずれかに該当する者は失格とする。
①参加資格の要件を満たさなくなった者

- ②企画提案書の提出から契約締結までの間に、唐津市から指名停止等の措置を受けた者
 - ③提出書類の提出方法、提出先及び提出期限が適合しない者
 - ④提出書類の作成形式及び記載事項が本実施要領に示された要件に適合しない者
 - ⑤プレゼンテーション等に参加しなかった者
 - ⑥参考見積書の金額が、提案限度額を超過した者
 - ⑦応募書類等に虚偽の記載をした者
 - ⑧誤字、脱字等により意思表示が不明確な者
 - ⑨2以上の応募を行った者
 - ⑩その他本実施要領に関する要件に違反した者
- (6) 提出資料の取扱い
- ・提出書類その他の提出物について、持参以外の方法による場合の不達及び遅配を原因として提出者に不利益が生じても、主催者はこの責を負わない。
 - ・提出された書類は、提出期限後の改変はできないものとする。
 - ・提出された応募書類は本事業に関する事業者の選定以外の目的には使用しない。なお、全ての提出書類等は返却しない。
 - ・提出された企画提案書等の著作権は唐津市に帰属するものとする。
- (7) 言語表記
- ・見積書、企画提案書その他プロポーザルにおいて使用する言語は、原則日本語表記とする。また、見積金額等は、日本国通貨による表示に限る。

5-2. 担当部署

〒847-8511 佐賀県唐津市西城内1番1号
唐津市教育委員会事務局 学校支援課 学務係 担当：水落、高木
(唐津市大手口センタービル6階)
E-MAIL：gakkou-shien@city.karatsu.lg.jp
TEL：0955-53-7138（直通）